

平成30年6月22日

各位

会社名 株式会社ビューティガレージ  
代表者名 代表取締役CEO 野村 秀輝  
(コード番号:3180 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之  
(TEL. 03-5752-3897)

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対し、業績に連動して当社株式を報酬として付与する制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議しましたのでお知らせします。なお、本制度の導入は、本制度に関する議案が平成30年7月26日開催予定の当社第16回定時株主総会において承認されることを条件とします。

また、当社の執行役員及び当社のグループ会社の一部の取締役に対しても同様の制度を導入することを予定しております。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

本制度の導入は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

#### 2. 本制度の内容

##### (1) 制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、対象期間(3事業年度以内とし、かつ、原則として1事業年度以上)における会社業績目標の達成率等に応じて、当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度ですが、対象取締役に対しては、金銭報酬債権を支給し、対象取締役に対する当社普通株式の交付(株式の発行又は自己株式の処分)に際し、その金銭報酬債権の全部を現物出資されます。対象取締役への金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の交付は、対象期間終了後に行います。

なお、本制度は会社業績目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否か並びに株式を交付することになる対象取締役及び交付する株式数は確定していません。

(2)本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の算定方法及び上限

対象取締役毎に支給する金銭報酬債権の金額及び割当てる株式数は、対象取締役の役位や会社業績目標の達成率等に応じて、別途、下記株主総会決議の範囲内で取締役会が定める算定方法により算出いたします。なお、算定方法については、取締役会で定めた際に開示いたします。

対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の報酬額の上限は、1事業年度あたり総額40百万円以内(対象期間が複数事業年度となる場合は、40百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額以内)とし、割当てる当社株式の総数は1事業年度あたり15,000株以内(対象期間が複数事業年度となる場合は、15,000株に当該対象期間の事業年度数を乗じた株数以内)とします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

(3)1株当たりの払込金額

本制度に基づき対象取締役に割当てられる当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(4)その他

役員が退任した場合の株式の割当てに関する取扱い、組織再編時等における本制度の取扱い、株式分割および株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、本制度に係る規程として取締役会で定め、開示いたします。

以 上